

福岡県警察職員特別賞じゆつ金支給規則新旧対照表

〔昭和39年11月7日〕  
福岡県公安委員会規則第20号

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新																
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、福岡県警察職員（以下「職員」という。）が危険な職務を遂行したことに基づいて災害を受け、そのために死亡し、又は<u>障害</u>の状態になつた場合における特別賞じゆつ金の支給について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(特別賞じゆつ金)</p> <p>第2条 特別賞じゆつ金は、職員が前条に定める事由により死亡し、又は<u>障害</u>の状態になつた場合においてその功績があると認められるときに支給する。</p> <p>2 特別賞じゆつ金は、殉職者特別賞じゆつ金及び<u>障害者特別賞じゆつ金</u>とし、功績の程度を勘案し、別表第1及び別表第2に定める額の範囲において特別賞じゆつ金審査委員会の審査を経て警察本部長（以下「本部長」という。）が決定する。</p> <p>(特別賞じゆつ金の支給)</p> <p>第3条 殉職者特別賞じゆつ金は職員の遺族に、<u>障害者特別賞じゆつ金</u>はその職員に支給する。</p> <p>第4条～別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>障害者特別賞じゆつ金</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">障害の程度</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">功労の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">度</td> <td style="text-align: center;">(1) 特に顕著な功労があり一般の模範となると認め</td> <td style="text-align: center;">(2) 多大の功労があると認められるもの</td> <td style="text-align: center;">(3) 功労があると認められるもの</td> </tr> </tbody> </table>	障害の程度	功労の程度			度	(1) 特に顕著な功労があり一般の模範となると認め	(2) 多大の功労があると認められるもの	(3) 功労があると認められるもの	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、福岡県警察職員（以下「職員」という。）が危険な職務を遂行したことに基づいて災害を受け、そのために死亡し、又は<u>障がい</u>の状態になつた場合における特別賞じゆつ金の支給について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(特別賞じゆつ金)</p> <p>第2条 特別賞じゆつ金は、職員が前条に定める事由により死亡し、又は<u>障がい</u>の状態になつた場合においてその功績があると認められるときに支給する。</p> <p>2 特別賞じゆつ金は、殉職者特別賞じゆつ金及び<u>障がい者特別賞じゆつ金</u>とし、功績の程度を勘案し、別表第1及び別表第2に定める額の範囲において特別賞じゆつ金審査委員会の審査を経て警察本部長（以下「本部長」という。）が決定する。</p> <p>(特別賞じゆつ金の支給)</p> <p>第3条 殉職者特別賞じゆつ金は職員の遺族に、<u>障がい者特別賞じゆつ金</u>はその職員に支給する。</p> <p>第4条～別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>障がい者特別賞じゆつ金</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">障がいの程度</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">功労の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">程度</td> <td style="text-align: center;">(1) 特に顕著な功労があり一般の模範となると認め</td> <td style="text-align: center;">(2) 多大の功労があると認められるもの</td> <td style="text-align: center;">(3) 功労があると認められるもの</td> </tr> </tbody> </table>	障がいの程度	功労の程度			程度	(1) 特に顕著な功労があり一般の模範となると認め	(2) 多大の功労があると認められるもの	(3) 功労があると認められるもの
障害の程度	功労の程度																
度	(1) 特に顕著な功労があり一般の模範となると認め	(2) 多大の功労があると認められるもの	(3) 功労があると認められるもの														
障がいの程度	功労の程度																
程度	(1) 特に顕著な功労があり一般の模範となると認め	(2) 多大の功労があると認められるもの	(3) 功労があると認められるもの														

	められ るもの		
第1級	18, 700, 000円	11, 300, 000円	4, 900, 000円
~~~~~			
第14級	2, 500, 000円	1, 660, 000円	800, 000円

1～2 (略)

	められ るもの		
第1級	18, 700, 000円	11, 300, 000円	4, 900, 000円
~~~~~			
第14級	2, 500, 000円	1, 660, 000円	800, 000円

1～2 (略)